

番号	提案事項名	提案の具体的内容	提案理由	具体的な根拠法令等
8-(1)	道路使用許可申請の電子化・オンライン化の原則化	道路使用許可の手続きについて、電子申請の原則化ならびに一層の徹底をすべきである。特に、道路に変化を生じさせない使用の申請については、電子申請を積極的に検討すべきである。	<p>現在、道路使用許可の申請を行う場合、当該道路を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。現状、申請の電子化が進んでいるものの、電子申請が可能でない警察署が存在するため、そのような場合は各警察署の窓口に出向き、申請書類の提出をするほか、数日後に再度訪問して許可証を受け取る必要が生じ、申請者にとって大きな負担となっている。</p> <p>書類提出の際、窓口では記載事項の抜け・漏れをチェックする程度であり、電子申請とした場合でも、必須項目の未記載チェックや記載例の明記により従来同様の運用が可能であると考えられる。</p> <p>昨年度も同様の要望を提出し、警察庁からは「道路使用許可の電子申請についても、各都道府県警察がその実情に応じて導入の可否を個別に判断している」とした上で、「都道府県警察に対しては、行政手続等をオンライン化するに当たっては、対象手続の性質や利用件数、オンライン化の容易さ等を勘案して、申請者等及び都道府県警察の負担軽減に資するという観点から、対象手続を選定することが望ましい旨周知している」とされ、「現行制度下で対応可能」との回答を得た。引き続き、道路使用許可の電子申請の推進に向けて取り組むとともに、例えば路上で資料を配布する等、道路に変化を生じさせない使用の申請については、使用期間も短く、書類も少ないと考えられるため、電子申請を積極的に検討すべきである。また需要の多い東京都だけでも最初に優先して電子申請を導入していただきたい。</p> <p>要望の実現により、道路許可申請時における手続きの迅速化や、申請の管理、ワンストップ化ならびに適正化の一助となる等、国民・行政の双方にとって大きなメリットが得られる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則第5条
8-(2)	不動産オンライン登記申請システムの改善要望	不動産オンライン登記申請システムに関して、共同申請の当事者の一方が代理人として申請可能なことを周知徹底すべきである。	<p>現在、不動産登記変更（不動産の所有者が行う所有権表題・保存登記、賃貸人および賃借人が共同で行う賃借権・抵当権設定登記等）に関する登記申請について、「登記・供託オンライン申請システム」を利用することで可能となっている。しかしながら、抵当権設定登記の共同申請において、登記権利者が登記義務者の委任状をもって「登記権利者兼登記義務者代理人」として申請を行うことについて、一部の法務局の担当者から司法書士法に抵触すると指摘され受理されないケースが存在する。</p> <p>共同申請の当事者の一方が相手方から委任を受け、代理行為を無報酬で行う行為は、登記申請を業として行っているわけではなく、司法書士法に抵触するものではない。大半の法務局からは同様の指摘は受けていないため、国として、各地の法務局に対して周知徹底すべきである。</p> <p>要望の実現により、不動産登記変更内容が登記簿に迅速に正確に反映可能となるとともに、申請者の負担軽減につながる。</p>	司法書士法第73条第1号
8-(3)	個人番号カードをキーとした各種税務手続要件の簡素化	個人番号カードの浸透にあわせ、種別（特定口座制度・NISA・ジュニアNISA）ごとに異なる証券税制利用のための口座開設手続きの電磁的方法による許諾および開設要件の統一を図るべきである。	<p>証券税制を利用するための口座を開設するにあたり、特定口座では、顧客による「特定口座開設届出書」の提出が必要であり、NISA口座（含むジュニアNISA）では、指定された基準日の居住を証明する住民票の提出が必要であるほか、恒久化措置が取られない場合には5年に一度、基準日の変更に伴う住民票の再提出が必要である。このため、口座開設手続を電磁的方法で行うことができないため、以下のような国民・企業の負担が生じている。</p> <p>①特定口座 開設者が証券口座自体の開設をインターネット経由で行ったとしても、事業者から郵送される「特定口座開設届出書」の返信を行わない限り特定口座が利用できないため、二度手間になっているとともに事実上利用制限期間が発生している。</p> <p>②NISA口座（含むジュニアNISA） 口座開設時に住民票が必要であり、その取得手続に一定の労力を要するため、多くの金融機関が「住民票取得代行サービス」を委託し開設費用を負担している。また、有効となる住民票の指定があるため、顧客自らが取得する場合においても居住地変更実績等で不備（無効）となるケースが多発する。加えて、各自治体が発行する住民票のフォーマットが統一されていないため、事務処理は一定の人的スキルを要し、読取技術等を用いたIT化が図れる見込みが立たない状況であるほか、恒久化措置が確定しているために5年に一度の更新業務も懸念される。</p> <p>そこで、個人番号カードの浸透にあわせ、種別（特定口座制度・NISA・ジュニアNISA）ごとに異なる証券税制利用のための口座開設手続きの電磁的方法による許諾および開設要件の統一を図るべきである。</p> <p>要望の実現により、口座開設者および事業者の負担が軽減され、証券税制の利用に向けた口座開設が促進されると考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 租税特別措置法第37条11（特定口座） 租税特別措置法第9条の8、同法第37条の14（NISA） 租税特別措置法第9条の9・同法第37条の14の2（ジュニアNISA）

8-(4)	国土交通省「i-Construction」施策推進に向けた電子納品のクラウド化	国土交通省が規定する電子納品ガイドラインを改訂し、電子納品をクラウド上で可能とすべきである。	<p>国土交通省では、1996年度から「GALS/EC」の取り組みを開始しており、組織間、事業段階間（調査、測量、設計、工事）で公共工事に関する情報の交換、共有、連携を図り、コスト縮減、品質確保、事業執行の効率化を目指している。以降、キーワードは、「情報化施工」「CIM」「i-Construction」と変遷しているが、IT技術を活用して、社会インフラ情報を統合管理すること、事業の効率化・高度化を目的とする点は変わらないと考える。</p> <p>これらの流れのなかで、各業務成果の電子納品が2001年度より段階的に始まっている。しかしながら、IT技術が日進月歩で進歩する一方、電子納品ガイドラインは、電子媒体（CD-R、DVD-R、BD-R）での納品が規定されており、クラウド上でのデータ交換が一般的な手段となっている昨今の手法には馴染まないと考えられる。</p> <p>また、今後、ドローン、MMS等による調査・計測が盛んになることで、3D点群、3Dモデル、動画像等の大容量データを電子媒体に格納することが困難になると予想される。</p> <p>そこで、IT技術の本質的な活用や新技術の普及を見据え、電子納品のクラウド化を可能とすべきである。</p> <p>電子納品のクラウド化は、社会インフラ情報のオープンデータ化とも直結しており、その実現により各分野の先端企業を社会インフラの分野に呼び込む効果がある。</p> <p>社会インフラ産業の活発化が促されることで、品質向上やコスト縮減が得られれば、国民の社会インフラ施策への理解向上や信頼醸成にも寄与する。</p>	<p>・電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】</p> <p>・電子納品運用ガイドライン【測量編】</p>
8-(5)	保育所の入所申込時に必要な就労証明書の様式の標準化	<p>保育所の入所申込時、申込者（入所者の保護者）の勤務先企業が記入・証明する「就労証明書」について、地方自治体ごとに様式が異なるため、国が標準様式を作成・周知することにより統一すべきである。</p> <p>なお、地域における特段の実情に基づき、自治体が標準様式以外の事項の提出を求める必要がある場合は、申込者が最低限の情報を入力し、各企業各個による勤務実績様式での証明でよいこととする等、可能な限り企業・申込者に負担が生じないようにすべきである。</p>	<p>保育所の入所申込にあたっては、保護者は自治体に対して「保育の必要性の認定」の申請を行い、自治体は客観的な基準に基づき審査を行うこととされている。自治体による審査基準は、国が設定した基準に、地域における実情を加え、各自治体が各々独自に定めている。</p> <p>審査基準には保護者の就労に係る事項が含まれるため、保育の必要性認定申請の際には、「就労証明書」（勤務先が記入・捺印したもの、名称や様式は自治体により異なる）の提出が必要とされている。しかしながら、「就労証明書」の様式および記入項目が自治体ごとに異なるため、企業側は証明書の作成業務を定型化できず、社員（保護者）から証明依頼を受ける都度、記入項目について個別に調査して手書きで記入せざるを得ない。加えて、経年傾向として就労証明書の記載欄が年々増加傾向にあるため、申請者である社員（保護者）と証明を行う企業側の負担が増え続けている。</p> <p>育児と仕事の両立にあたっては、育児中の社員の申請負担軽減とともに、当該社員を雇用する企業側の負担を軽減することも重要である。大手企業では社員が居住する市町村の数も多岐にわたるため、企業負担を軽減する観点から、就労証明書の様式の標準化を実現すべきである。なお、地域における特段の実情に基づき、自治体が標準様式以外の事項の提出を求める必要がある場合は、申込者が最低限の情報を入力し、各企業各個による勤務実績様式での証明でよいこととする等、可能な限り企業・申込者に負担が生じないようにすべきである。</p> <p>要望の実現により、証明書作成の省力化・自動化が可能になり、社員（保護者）および企業の負担軽減に寄与すると考えられる。</p> <p>政府の「子育てワンストップ検討タスクフォース」のとりまとめでは、「就労証明書の電子的入力可能な様式を提供する」とあり、様式が統一されないうままオンライン化が進む恐れがあるため、オンライン化と併せて様式の統一を検討すべきである。</p>	<p>児童福祉法に基づく保育所等の利用調整の取扱いについて（通知） （平成27年2月3日 府政 共生第98号／雇児発 0203第3号）「3.利用調整について」</p>
8-(6)	工事情報共有システムの普及促進	公共工事全般において、工事情報共有システムの利用を義務化し、システムの普及範囲を広げてはどうかと提案する。	<p>国土交通省地方整備局においては、受発注者間のコミュニケーションの円滑化を図るため、実施する全ての工事を対象に「工事情報共有システム」を利用することが原則義務化されている。他方、公共工事全般においては活用が進んでいるとは言い難い。</p> <p>工事情報共有システムの利用により、大量の情報を取り扱う工事の業務プロセスにおいて、①文書管理の効率化、②正確な最新情報の共有による施工品質の向上、③移動時間の短縮、④電子納品の効率化、⑤業務制度向上・迅速化等につながる。加えて、工事検査時においては、日常的に蓄積された工事関係書類や資料（図面、写真等）を、書類検査用資料として作成していることから、これらの書類を情報共有サーバ等で日常的に管理することで書類の削減も図れると考えられる。</p> <p>そこで、公共工事全般に対し、工事情報共有システムの利用を義務化するよう要望する。</p> <p>要望の実現により、受発注者間の事務負担軽減につながる。</p>	<p>国土交通省「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」</p>

8-(7)	登記情報提供サービスの見直し	<p>登記情報提供サービスについて、申請者が土地所有者等を特定する情報（土地地番、所有者氏名・住所等）を電子データ等で一括申請し、土地所有者等に変更があった場合にのみ該当地番の異動情報を提供する仕組みを可能とするなど、サービス提供内容や方法を見直すべきである。具体的には、①情報提供側におけるマッチングサービスの実現、②一括申請の上限廃止および加工が可能となる形式でのデータ提供を要望する。</p>	<p>登記情報は、「電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（第5条第2項）」に基づき、指定法人である一般財団法人民事法務協会が登記情報提供業務に関する規程（登記情報提供の実施方法等）を定め、法務大臣の認可を得て提供している。電力供給に不可欠な配電柱等の支持物を維持・管理するためには、当該設備が設置されている土地での権利関係を適切に保全していく必要がある。このため、事業者は設備が存在する土地の所有者を登記情報提供サービスで調査し、自らが保有する土地所有者データと照合することで、土地所有者の異動状況を確認している。しかしながら、登記情報提供サービスへの一括申請の上限が10件であることに加え、データ加工の困難なPDFファイルでの提供であるため、膨大な数の支持物に係る土地所有者の異動状況を確認するために多大な時間や労力等を要している。</p> <p>そこで、登記情報提供業務に関する規程を変更し、以下を可能とすべきである。</p> <p>①事業者が保有する土地所有者データを一括で情報提供側に申請 ②申請された情報を情報提供側が登記情報提供サービスのデータと電子的に照合 ③照合結果（事業者側のデータの正誤）について事業者に通知 ④申請された情報が情報提供側が登記情報提供サービスのデータと電子的に照合</p> <p>なお、上記要望の実現が困難な場合は、1回の申請件数の上限撤廃および加工が可能となる形式でのデータ提供を要望する。</p> <p>要望の実現により、申請者が土地所有者の異動状況を適切かつ円滑に把握できるようになり、取得した権利の適切な管理が可能となる。</p>	<p>・電気通信回線による登記情報の提供に関する法律 第5条第2項 ・一般財団法人 民事法務協会 登記情報提供契約約款</p>
8-(8)	揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告の電子申告化	<p>類似記載内容が多く、移出者、移入者間で郵送でのやり取りが発生し、マイナンバーを記入等の後、税務署へ持参し申告している「揮発油税及び地方揮発油税納税申告書」「揮発油税及び地方揮発油税課税標準数量及び税額計算書」および「揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書」に加えて、これらの書類に添付する①移出通知書（控）、②移出通知書、③移入届出書、④移入証明書を電子化することにより、揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告の電子申告を可能とすべきである。</p>	<p>毎月の揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告（以下揮発油税納税申告等、と呼ぶ）を行うためには、①移出通知書（控）、②移出通知書、③移入届出書、④移入証明書の4枚つづりの添付書類が必要である。</p> <p>これらの書類作成手続き、書類の流れは下記（1）～（6）の通りである。</p> <p>(1) 移出量を記載した上記①～④の4枚つづりの書類を移出者が発行する。 (2) ①は移出者が保存し、②～④の書類を移入者に郵送する。 (3) ②は移入者が移入量等を記載し、移入者が保存する。 (4) ③は移入者が移入量、マイナンバー等を記入し、押印後、税務署長に提出する。 (5) ④は移入者が移入量等を記入し、押印後、移出者に郵送にて返却する。 (6) ④は移出者が揮発油税納税申告書および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告書の添付書類としている。</p> <p>揮発油税納税申告等のためには、移出者が上記①～④の書類に記載した数字を揮発油税納税申請書類等に転記し、マイナンバーを記入し、押印等で書類作成後、④の書類と共に税務署へ持参する必要がある（同時に申告書の控えも受け取っている）。このため、移出者が同じ数字を複数の書類に記載（転記）する必要があるほか、移出者と移入者の間で郵送で書類のやり取りが必要となる。加えて、税務署に提出するため、移出者は類似内容の書類を整えるとともに、書類を郵送する必要がある。以上の通り、手続きが煩雑なため、準備、確認、郵送作業等により事業者の大きな負担となっている。</p> <p>そこで、揮発油税納税申告および揮発油税特定石油化学製品の移出数量等報告の電子申告を可能とすべきである。</p> <p>要望の実現により、揮発油の移出入および特定石油化学製品移出入に関係する多数の企業での、これら書類への同じ数字の転記やそれに伴う確認作業が不要となり、大幅な事務作業負担軽減となる。また、行政においても確認作業が大幅に減少するため、マイナンバー制度の導入も併せて、徴税漏れ防止や、行政コストの削減等、メリットが大きいと考えられる。</p>	<p>・揮発油税法第10条、14条 ・租税特別措置法第89条の2第6項</p>
8-(9)	行政機関等による生命保険会社への照会文書の様式統一化・照会手続の電子化	<p>行政機関および民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容（契約日・保険種類・保険金額等）に係る照会文書の様式の統一化・照会手続の電子化を図るべきである。</p>	<p>行政機関は多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている（年間約100万件の税務関連の照会を受けている生命保険会社も存在する）。生命保険会社はこのような行政機関からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なため、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行ったうえで行政機関に対する回答を行っており、大きな負担である。</p> <p>そこで、行政機関等による生命保険会社への照会文書の様式統一化・手続の電子化を要望する。昨年度も同様の要望を提出しており、様式の統一化については、財務省・国税庁と厚生労働省より「対応済」、総務省より「検討中」との回答を得ており、手続の電子化については、「今後の検討」との回答を得た。引き続き、関係省庁が一丸となって照会手続の電子化に取り組むとともに、統一様式へと実質的に移行すべきである。（本年9月時点で、特定の生命保険会社に対する厚生労働省関連の照会について移行状況を確認したところ、統一様式への移行率が11.0%という状況であり、統一様式の周知・徹底を求めたい。）</p> <p>要望の実現により、行政機関および生命保険会社における正確かつ迅速な事務が可能となるほか、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。また、紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関における印刷・郵送コストを削減することができる。</p> <p>加えて、多種多様な照会文書の様式を統一することにより、民間事業者における事務の効率化及びコスト削減が促進され、行政機関に一層迅速に回答することが可能となる。その結果、例えば、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援の早期化が可能となる。</p> <p>『日本再興戦略2016』においても、GDP600兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして「生産性革命」が掲げられており、本要望の実現は政府の方針にも適うものとする。</p>	<p>・税務署照会：国税徴収法第141条、国税徴収基本通達第2款第141条関係第5条、国税通則法第74条の2、第74条の3、地方税法第26条・福祉事務所照会：生活保護法第29条</p>

8-(10)	法定調書に係るデータの提出における選択肢の拡大	法定調書に係るデータの所轄税務署への提出方法の選択肢を拡大すべきである。	<p>生命保険関係の支払調書を税務署に提出する場合、現在は書面や光ディスク（CD・DVDなど）の持込・郵送等に対応する必要が生じ、データ提出に係る効率性が損なわれている。</p> <p>そこで、現在の持込や郵送の方法に加えて、事業者が法定調書に係るデータの送受信を直接かつ効率的に行う方法について検討すべきである。要望の実現により、法定調書に係る安全かつ効率的なデータ提出が可能となる。また、『日本再興戦略2016』にて、GDP600兆円の実現に向けて取り組むべき課題のひとつとして掲げられている「生産性革命」にも通ずるものと考ええる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税法第228条の4 ・所得税法施行規則第97条の4
8-(11)	死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しに対する別世帯の者からの請求の認可	死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しについて、別世帯の者からの請求を認めるべきである。	<p>保険会社は、保険金を支払うなど一定の要件を満たす場合に、保険契約者および保険金等受取人の個人番号等を記載した支払調書等を税務署に提出する必要がある。しかしながら、例えば保険契約者と被保険者が同一人の死亡保険金を支払う場合においては、支払調書等に保険契約者の個人番号として、死者の個人番号を記載する必要が生じる。</p> <p>遺族等の生存する個人に関する情報でない場合、「死者に関する情報」は個人情報には該当せず、特定個人情報にも該当しない。そのため、番号法の提供制限や収集・保管の制限が課せられず、本人確認の措置を講じる必要もない。このため、保険会社は、死亡した保険契約者の個人番号については、遺族等から取得することができる。</p> <p>しかしながら、住民基本台帳法上、死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの請求を行うことができるのは、死亡時に死者と同一世帯であった者に限られる。そのため、死亡時に単身世帯であった者については、通知カードやその他の個人番号が記載された書類等がない場合には、遺族等は死者の個人番号を確認する術がない。</p> <p>そこで、死者の個人番号が記載された住民票の除票の写しの請求について、例えば、住民基本台帳法第12条の3第1項に定める者は認めるなど、別世帯の者からの請求も認めるべきである。</p> <p>また、自治体によっては、死亡時に死者と同一世帯であった者の請求にも関わらず当該書類の交付を拒否する事例があるため、交付事務の適切な運営を徹底すべきである。</p> <p>要望の実現により、番号制度の円滑な運営につながると考えられる。</p>	住民基本台帳法第12条の3第1項および同第7項
8-(12)	行政手続きにおける漢字コードの簡素化による官民統一	漢字を電子的に扱う場合、民間企業はJIS第1水準と第2水準（JISX0208）の範囲で扱うことが多い一方、行政機関は住基統一コードや戸籍統一文字など数万字の漢字をコード化して使っている。電子的な行政手続きにおいて、民間企業に負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。	<p>現在、行政は住基ネット統一文字や戸籍統一文字等、数万字の漢字をコード化して扱っている。一方、民間企業は従業員の氏名をJIS第1水準と第2水準の中に当てはめて管理することが多く、その文字数は6,000字程度である。</p> <p>税関係事務（年末調整等）や雇用・健康保険関係事務等で民間が行政に資料等を提出する際には住民基本台帳の漢字を使う必要があり、行政との電子的なデータ交換を行うために、民間企業は従業員の氏名等の外字管理を行っており、中には数十億円のコストがかかる等、大きな負担となるケースも存在している。行政機関においては「文字情報基盤（IPAフォント）」の採用に向けた検討が進められているが、民間と行政の情報連携に際して、過度の負担にならない範囲の漢字となるよう検討すべきである。</p> <p>昨年度も同様の要望を提出しており、法務省から「対応不可」との回答を得た。1994年の戸籍法改正時の審議過程においてコンピュータ化に伴い本人の意思と関わりなく表記を改めるのは問題があるとの指摘があったことは承知するが、現在、インターネットが十分に普及し、電子情報がネットワークを通じて広範囲にやり取りされる中では、再度、その認識を問い直す必要があると考える。また、公的個人認証ではJIS第1水準、JIS第2水準、補助漢字のみが扱えることとなっているが、電子行政の要となる公的個人認証の普及に向けて、漢字コードの統一化は必須であると考えられる。</p> <p>要望の実現により、従業員等の氏名等の電子的な交換がスムーズになり、民間企業におけるコストを削減できる。</p>	戸籍法、住民基本台帳法